

○播磨町行政不服審査会条例

平成28年3月3日条例第1号

播磨町行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、播磨町行政不服審査会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町は、法第81条第1項の機関として、播磨町行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまでの間引き続きその職務を行うものとする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の所掌する事務に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

(審査会の招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる審査会は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。